

○座間市環境美化条例

(平成30年3月26日条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における喫煙の制限、空き缶等の投棄等の禁止、飼い犬等のふんの放置等の禁止、落書きの禁止について必要な事項を定めることにより、地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 喫煙 たばこを吸う行為又は火の付いたたばこを所持する行為をいう。
- (6) 路上喫煙 公共の場所で喫煙をすること。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が設置した喫煙場所での喫煙は、この限りではない。
- (7) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (8) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の人が飼育している動物をいう。
- (9) 落書き 書かれた文字、図形又は絵画をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を計画的に実施するものとする。

2 市は、地域の環境美化の促進及び環境を悪化させる迷惑行為の防止に関し、市民等、事業者及び所有者等の意識を啓発するよう努めるとともに、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、地域環境の美化の意識を高め、快適な生活環境の確保に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動によって快適な生活環境を損なうことのないよう自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物その他の工作物の美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策及びその周辺環境の美化に協力するよう努めるものとする。

(公共の場所における喫煙の制限)

第7条 公共の場所において喫煙をしようとする者は、携帯用灰皿を携帯し、又は灰皿が設置されている場所で喫煙をするとともに、周囲の者に迷惑をかけないように努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第8条 市長は、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域（以下「禁煙区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁煙区域を指定したときは、その旨を告示し、当該区域内に禁煙区域である旨を掲示しなければならない。

3 市民等は、禁煙区域において、路上喫煙をしてはならない。

4 市長は、禁煙区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 前項の規定により禁煙区域の指定を変更し、解除したときは、第2項の規定を準用する。

(空き缶等の投棄等の禁止)

第9条 市民等は、公共の場所に空き缶等、たばこの吸い殻その他の廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

(飼い犬等のふんの放置等の禁止)

第10条 市民等は、公共の場所に飼い犬等のふんを放置し、又は投棄してはならない。

(落書きの禁止)

第11条 市民等は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物に、落書き行為をしてはならない。

2 市長は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物に落書きが放置され、著しく周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、第8条第3項、第9条、第10条又は第11条第1項の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう口頭により指導し、又は書面により勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第14条の規定による命令（第8条第3項、第9条又は第10条の規定に係るものに限る。）に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

2 第14条の規定による命令（第11条第1項の規定に係るものに限る。）に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。